

# 女性の活躍を推進するための行動計画策定 及び関連助成金制度 説明・相談会

主 催 島根労働局

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備するため、「女性活躍推進法」が平成28年4月1日から施行されました。本法では300人以下の労働者を雇用する事業主様も、女性の活躍推進に向けた一般事業主行動計画策定・届出等が努力義務となっております。

島根労働局では、女性の活躍推進のための行動計画の策定ノウハウや関連する助成金制度についての説明会と個別相談会を行いますのでご参加ください。

日 程	時 間	会 場	定 員
7月11日(月)	13:30 ~16:30	浜田市総合福祉センター会議室（浜田市野原町）	80名
7月19日(火)		くにびきメッセ 601会議室（松江市学園南）	100名
<b>【 内 容 】</b> ・女性活躍推進のための行動計画策定方法と認定制度及び女性活躍加速化助成金制度について ・キャリアアップ及びキャリア形成促進のための助成金制度について ・働き方改革と職場意識改善助成金について ・仕事と育児・介護両立支援助成金制度について ・しまね女性の活躍応援企業（登録、補助金、表彰制度）募集について（島根県男女共同参画室）			

**申込方法**：下記申込書を、7月8日(金)までに、島根労働局雇用環境・均等室あてFAX 又は郵送でお申込みください。

## 申 込 書

FAX 0852-31-1505

事業所名 団 体 名				常時雇用の労働者 _____人
所 在 地 TEL	〒	TEL( )	-	
所 属 役 職 名			氏 名	
希望会場 ○を付けてください	7/11(月) 浜田 ・ 7/19(火) 松江			
相談会希望 ○を付けてください	個別相談会参加ご希望の場合は、ご相談内容を( )内にご記入ください。(複数可) 1. 女性活躍推進法に基づく行動計画策定と認定( ) 2. 次世代法に基づく行動計画と認定( ) 3. 助成金制度(女性活躍加速化助成金、仕事と育児・介護両立支援助成金、職場意識改善助成金、 キャリアアップ助成金、キャリア形成助成金) ( ) 4. 働き方改革( ) 5. 男女雇用機会均等法関係(母性健康管理措置、セクハラ防止対策) ( ) 6. 育児・介護休業法( ) 7. パートタイム労働法( ) 8. その他( )			

※定員になり次第申込みを締め切ります。また、各事業所1名に限らせていただく場合がありますのでご了承ください。

申 込 先  
島根労働局雇用環境・均等室

〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5F  
TEL 0852-31-1161 FAX 0852-31-1505

